

京都市里道管理条例施行規則を公布する。

平成17年3月23日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第73号

京都市里道管理条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市里道管理条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(里道の附属物)

第2条 条例第2条に規定する別に定めるものは、次に掲げる施設又は工作物とする。

- (1) ベンチ又はその上屋で市長が設置するもの
- (2) 車両の運転者の視線を誘導するための施設
- (3) 車両又は歩行者の通行を確認するための鏡
- (4) 日よけ、地盤の安定その他の目的のため、市長が管理する必要があると認める

樹木

(5) 道路標識

(路線の指定等の告示)

第3条 条例第4条に規定する別に定める事項は、同条に規定する図面の縦覧の場所とする。

(里道の区域の決定の告示)

第4条 条例第5条の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 路線名
- (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 里道の区域を決定したとき 当該区域を決定した区間、敷地の幅員及びその

延長

- イ 里道の区域を変更したとき 当該区域を変更した区間, 当該区間に係る変更前の敷地の幅員及びその延長並びに当該区間に係る変更後の敷地の幅員及びその延長

(3) 里道の区域を表示した図面の縦覧の場所

2 条例第5条前段に規定する図面は, 縮尺1, 000分の1以上のものとする。

(里道台帳)

第5条 条例第6条第1項に規定する里道台帳は, 調書及び図面から成るものとする。

2 里道台帳の調書には, 次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 条例第4条の規定により告示した事項 (同条に規定する図面の縦覧の場所を除く。)

- (2) 路線の指定の年月日 (条例第4条後段の規定による変更の告示を行った場合にあっては, その変更の年月日を含む。)

(3) 条例第5条の規定により告示したときは, 次に掲げる事項

ア 前条第1項第2号に掲げる事項

- イ 里道の区域の決定の年月日 (条例第5条後段の規定による変更の告示を行った場合にあっては, その変更の年月日を含む。)

3 里道台帳の図面は, 路線の起点から終点までの経路を表示した図面及び里道の区域を表示した図面 (条例第5条前段の規定により決定されている場合に限る。) とする。

4 前項の経路を表示した図面には, その作成の年月日を記載するものとする。

5 第3項の里道の区域を表示した図面の作成は, 縮尺1, 000分の1以上の平面図に, 次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 里道の敷地の国有, 府有, 市有又は民有の別及びその地番

(2) 図面の作成の年月日

6 里道台帳は、里道の管理を所掌する局の事務所において保管するものとする。

(承認の申請等)

第6条 条例第10条第1項本文の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に里道に関する工事又は里道の維持を行おうとする場所に係る位置図、平面図その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（団体にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 里道に関する工事又は里道の維持（以下「工事等」という。）の目的

(3) 工事等の期間

(4) 工事等の実施場所

(5) 工事等の実施方法

(6) 工事等を実地に監督する者の氏名及び連絡先

(7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認又は不承認を決定し、承認通知書又は不承認通知書を申請者に交付する。

(里道を損傷し、又は安全かつ円滑な交通の確保に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第7条 条例第12条第1項第3号に規定する別に定めるものは、次に掲げる工作物、物件又は施設とする。

(1) 鉄道、軌道その他これらに類する施設

(2) 工事用板囲い、足場その他の工事用施設

(3) 標識

(4) 通路

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

(許可の有効期間)

第8条 条例第12条第2項に規定する許可の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 次に掲げるもの 10年以内

ア 水道法第3条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する水管（同条第8項に規定する水道施設に限る。）

イ 下水道法第4条第1項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の3第1項に規定する流域下水道管理者又は同法第27条第1項に規定する都市下水路管理者が設置する下水道管

ウ 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び全国新幹線鉄道整備法第2条に規定する新幹線鉄道

エ ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するガス管

オ 電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者（同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。）がその事業の用に供し、又は電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する電柱又は電線

(2) その他 5年以内

(許可の申請等)

第9条 条例第12条第3項に規定する別に定める書類は、同条第1項の規定による許可を受けようとする場所に係る位置図、平面図その他市長が必要と認める書類と

する。

2 条例第12条第5項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第12条第3項第1号及び第4号に掲げる事項
- (2) 変更の内容及び理由
- (3) 条例第12条第1項の規定による許可の年月日及び許可番号

3 市長は、条例第12条第1項又は第4項の規定による許可の申請があったときは、許可又は不許可を決定し、許可通知書又は不許可通知書を申請者に交付する。

(占用料)

第10条 条例別表に掲げるその他の工作物、物件及び施設の占用料は、別表のとおりとする。

(許可に基づく地位の承継の届出)

第11条 条例第22条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所（団体にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 許可の年月日及び許可番号
- (3) 被承継人の氏名及び住所（団体にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (4) 承継の年月日

(占用の終了の届出)

第12条 条例第24条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所（団体にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 里道の占用の場所
- (3) 工作物、物件又は施設の種類
- (4) 許可の年月日及び許可番号
- (5) 里道の占用を終了した年月日

(身分証明書)

第13条 条例第32条第2項に規定する身分を示す証明書は、第1号様式によるものとする。

2 条例第33条第5項に規定する身分を示す証明書は、第2号様式によるものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

占 用 物 件		単 位	占 用 料	
			甲	乙
第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 施 設		占用面積1平方メートルにつき1年	円 3,100	円 1,700
第 7 条 第 2 号 に 掲 げ る 施 設		占用面積1平方メートルにつき1年	20,400	10,200
第 7 条 第 3 号 に 掲 げ る 物 件		1本につき1年	2,500	1,350
第 7 条 第 4 号 に 掲 げ る 施 設	上空又は地下に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	8,600	4,300
	その他のもの		3,100	1,700
その他の工作物，物件及び施設		所轄局長が定める。		

第1号様式（第13条関係）

		第	号
身 分 証 明 書			
所 属			
職 名			
氏 名			
		年	月 日生
上記の者は、京都市里道管理条例第32条第1項の規定により立入調査、立入検査又は質問を行う職員であることを証明します。			
年 月 日			
		京都市長	印

第2号様式 (第13条関係)

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、京都市里道管理条例第33条第1項の規定により立入りをを行う職員であることを証明します。	
年 月 日	

京都市長



(建設局管理部監理検査課)